

個人情報保護制度の見直しについて（案） （熊谷市個人情報保護条例の一部改正（案））

I 改正の概要

平成25年5月31日にマイナンバー法（※1）が公布・制定されたことに伴い、平成27年10月から全ての国民に「個人番号」「マイナンバー」が通知され、平成28年1月から社会保障、税及び災害対策の行政手続において、マイナンバーの利用が開始されます。

「個人番号」は「個人情報」に該当し、その取扱いについてはマイナンバー法及び熊谷市個人情報保護条例の規定が適用されますが、マイナンバー法では、「個人番号」を含む「特定個人情報（※2）」及び「情報提供等記録（※3）」について、より厳格な保護措置を講ずることとしており、地方公共団体に対し、マイナンバー法の規定の趣旨を踏まえた必要な措置を講じることを求めています。

これを受け、特定個人情報等の取扱いについて定めるため、本市の個人情報保護制度の見直しを行うものです。

また、近年の自治体職員や受託業者による個人情報の漏えいなど、個人情報に係る重大事件が発生していることに鑑み、本市における個人情報保護の適切な取扱いを確保するため、罰則を新たに設けるものです。

（※1）マイナンバー法

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

（※2）特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報

（※3）情報提供等記録

特定個人情報の情報連携を行った際の情報照会者・提供者の名称、照会・提供された特定個人情報の項目等

II 改正内容

1 対象となる「個人情報」の定義の見直し等

【現 行】	【改正案】
(1) 実施機関	(1) 実施機関
(2) 個人情報	(2) <u>個人情報</u>
(3) 事業者	(3) <u>保有個人情報</u>
(4) 市民	(4) <u>特定個人情報</u>
(5) 電子計算機処理	(5) <u>保有特定個人情報</u>
	(6) 事業者
	(7) 市民
	(8) 電子計算機処理
	(9) <u>情報提供等記録</u>

《解説》

ア (2)の「個人情報」

従来と同様に生存する個人の情報に限定することとし、死者の情報については、遺族に係る相続に係るものを除き、原則この条例の対象としないこととします。

また、マイナンバー法における個人情報の定義と整合を図るため、事業を営む個人の当該事業に関する情報（売上げ、取引先等）について、個人に関する情報に含めることとします。

イ (3)の「保有個人情報」

市の実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有している個人情報について、新たに「保有個人情報」と定義し、一般的な「個人情報」の定義と明確に区別します。

ウ (4)の「特定個人情報」

前ページ※2 参照

エ (5)の「保有特定個人情報」

保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいいます。

オ (9)の「情報提供等記録」

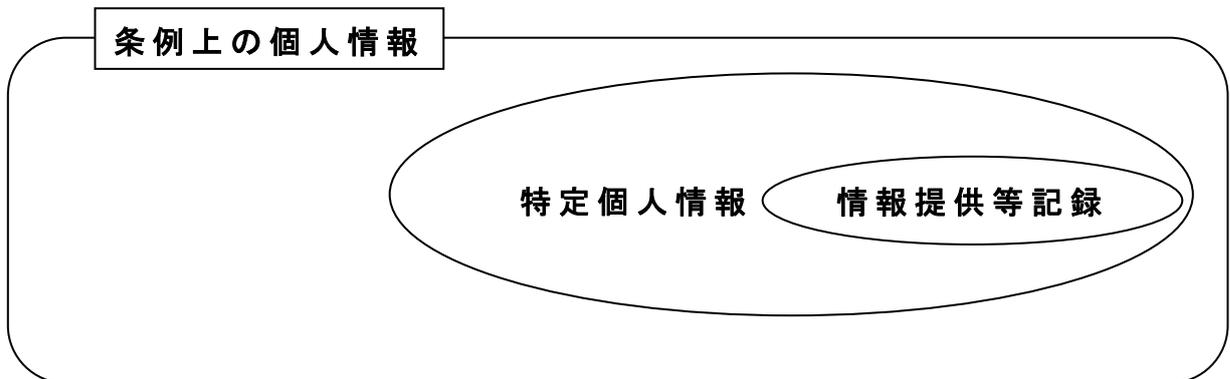
前ページ※3 参照

※ 条例上の「個人情報」「特定個人情報」「情報提供等記録」の関係

マイナンバーは、「個人情報」に該当するため、マイナンバーをその内容に含む「特定個人情報」及び「情報提供等記録」は、条例上の「個人情報」に該当します。

また、「情報提供等記録」は、マイナンバーをその内容に含む個人情報であるため、「特定個人情報」に該当します。

マイナンバー法は、「特定個人情報」と「情報提供等記録」について、その性質上取扱いが異なる場合があることから、個々に規定しており、これらの趣旨を踏まえた条例改正を行うこととなります。



2 マイナンバー法の施行に伴う各種規定の整備

【追加案】

○ 特定個人情報及び情報提供等記録について

- (1) 目的外利用が可能な範囲を限定します（意識不明者の治療の際など、緊急事態の場合に限ります。）。
- (2) 市職員が特定個人情報の目的外利用及び外部提供をしたときは、市長へ届け出ることを義務付けます。
- (3) 自己情報の開示等の請求をする際には、本人及び法定代理人以外に任意代理人も請求可能とします。

〈解説〉

平成27年10月以降にマイナンバーの付番及び平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されるため、マイナンバーを含む個人情報である「特定個人情報」及び「情報提供等記録」について一般の個人情報と区別して規定し、その利用範囲をより厳しく限定するとともに、「特定個人情報」を適正に管理しようとするものです。

3 指定管理者、再委託等を受けた者及び派遣労働者に対する個人情報の適正な取扱いの義務付け

【追加案】

市の公の施設の指定管理者、保有個人情報に係る業務の再委託（数回にわたる委託を含む。）を受けた者及び実施機関への派遣労働者についても、以下の事項を義務付けます。

- (1) 個人情報の保護に関し必要な措置を講じること。
- (2) 個人情報の漏えい又は不当な目的外利用を行わないようにすること。

《解説》

現在は、実施機関の個人情報取扱事務の処理の委託を“直接”受けた者（その従事者及びその従事者であった者を含みます。）のみ、当該事務の範囲内で個人情報の適切な維持管理について必要な措置を講じることが義務付けていますが、指定管理者、再委託（数回にわたる委託を含みます。）を受けた者及び派遣労働者についても同様に義務付けを行うものです。

4 実施機関の職員、受託事業者等による個人情報の漏えい、不正利用等に対する罰則の制定

【追加案】

- (1) 正当な理由がないのに電算処理用に体系的に構成された保有個人情報又は指定管理者保有個人情報を外部に提供した場合
⇒ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - (2) 保有個人情報を不正に提供し、又は盗用した場合
⇒ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - (3) 実施機関の職員が職権濫用により個人情報を収集した場合
⇒ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - (4) 不正な手段により保有個人情報の開示を受けた場合
⇒ 5万円以下の過料
- ※ (1)～(3)については、市外において違反した者にも適用する。

《解説》

- (1)・(2) 市職員、市業務の受託事業者（再委託事業者及びそれらの従業員を含む。）、市有施設の指定管理者（その従業員を含む。）及び派遣労働者並びにそれらであった者に対し、個人情報の漏えい、不正提供又は盗用を禁止し、違反した場合には罰則の対象とするものです。
- (3) 市職員が職権を濫用し不正に個人情報を収集した場合には、罰則の対象とするものです。
- (4) 身分詐称等の不正な手段により、保有個人情報の開示を受けた者を罰則の対象とするものです。